

# ぐんまインフルエンサーを活用した 群馬県観光PR動画制作業務仕様書

## 1 業務の名称

ぐんまインフルエンサーを活用した群馬県観光PR動画制作業務

## 2 委託業務の目的

YouTube等で活躍する群馬県出身または在住のインフルエンサーを活用した群馬県の観光素材をPRする動画（以下、「PR動画」という。）を制作・発信することで、文化・観光地等を含む群馬県そのものの全国的な知名度向上を図るとともに、県民幸福度の向上を目指す。

## 3 事業実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 委託業務内容

### ○PR動画の制作・発信業務

- ・群馬県の観光素材をPRし、群馬県の知名度を向上させる目的で群馬県出身または在住のインフルエンサーを3組以上活用したPR動画を12本以上、ショート動画（YouTubeとTikTokを想定）を13本以上制作すること。
- ・インフルエンサー本人が群馬県出身または在住であること（グループインフルエンサーの場合にはグループメンバーの一名以上が該当していれば可）
- ・制作したPR動画は群馬県のYouTubeチャンネルで投稿を行うこと。
- ・PR動画制作に伴う出演者及び所属事務所との調整、撮影許可の取得等を実施すること。
- ・企画内容については県職員も出演する内容とすること。
- ・撮影には可能な限り群馬県が同行して撮影風景の撮影ができるよう調整を行うこと。なお、受託者と協議の上、群馬県が同行して撮影した動画を編集してYouTube等で公開することがある。
- ・PR動画の目標再生回数は1本あたり5万回以上とする。
- ・各PR動画の投稿1ヶ月経過時点及び全動画の令和7年3月末日時点のアナリティクスを分析し、報告書の形式で提出すること。

### ○PR動画の効果測定業務

群馬県の観光地訪問や農畜産物等の購買に関する効果測定を報告書の形式で提出すること。

## 5 事業スケジュール（予定）

- ① 撮影にあたって必要な事項の調整：令和7年1月以降随時
- ② 撮影・編集：令和7年1月以降随時
- ③ PR動画の公開及び群馬県への納品：令和7年1月～3月中
- ④ アナリティクスデータ分析報告書：
  - ア 公開後1ヶ月経過時点のデータ…期間経過後随時

イ 令和7年3月末日までのデータ…業務完了報告書提出時

## 6 成果物一覧

成果物	納品方法
PR動画データ	Adobe Premiere Pro で利用可能な形式の電子データを電磁的記録媒体に保存して提出
各動画の公開後1ヶ月時点のアナリティクス分析報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出
実績報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出

## 7 留意事項

- (1) 発信にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も当該PR動画は可能な限り長期間公開できるように必要な措置を行うこと。
- (4) PR動画の制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (5) 提案するインフルエンサーは出演の内諾が取れている者のみとすること。

## 8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

## 9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 10 その他

- ・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて群馬県と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、群馬県にあらかじめ書面で報告するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・本事業を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。
- ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・本事業に関する著作権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。  
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。